

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
診断液の部 <u>ブルセラ症診断用菌液</u> (略)	診断液の部 <u>ブルセラ病診断用菌液</u> (略)